

2023年9月20日

「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の継続を受けた  
電気料金の特別措置の継続について

当社は、国の「電気・ガス価格激変緩和対策事業（以下、「本事業」）」の継続が決定したことを受け、電気料金（最終保障供給料金および離島等供給料金）の特別措置を継続することとし、2023年9月12日付で経済産業大臣宛に特例承認申請を行い、本日、承認されました。

2022年10月28日に閣議決定された「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づく本事業の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべてのお客さまに迅速に支援を届けるよう、また、2023年10月分（2023年9月使用分）までの措置としていた電気料金に対する支援を継続するよう、経済産業省から要請を受けております。

このため、2023年2月分から10月分（2023年1月使用分から9月使用分）まで実施することとしていた燃料費調整単価の軽減による電気料金の特別措置を2024年1月分（2023年12月使用分）まで継続することとし、「最終保障供給約款以外の供給条件」および「離島等供給約款以外の供給条件」の設定について、経済産業大臣より特例承認を受けたものです。

なお、今回継続する2023年11月分から2024年1月分（2023年10月使用分から12月使用分）に実施する特別措置の内容は下記のとおりです。

記

1. 特別措置の内容

本特別措置の適用にあたり、お客さまご自身でのお手続きは不要です。

【低圧で供給を受けるお客さま】

- これまでの特別措置を継続し、離島等供給約款〔低圧用〕に基づき算定される2023年11月分から2024年1月分（2023年10月使用分から12月使用分）の電気料金に適用となる燃料費調整単価から、1キロワット時につき3.5円（税込み）を差し引いた単価に基づき電気料金を算定いたします。

【高圧で供給を受けるお客さま】

- これまでの特別措置を継続し、電気最終保障供給約款および離島等供給約款〔高圧用〕に基づき算定される2023年11月分から2024年1月分（2023年10月使用分から12月使用分<sup>※</sup>）の電気料金に適用となる燃料費調整単価から、1キロワット時につき1.8円（税込み）を差し引いた単価に基づき電気料金を算定いたします。

※ 高圧のうち検針日が毎月初日のお客さまについては、2023年11月使用分から2024年1月使用分。

《参考》これまでの特別措置の内容

【低圧でご契約のお客さま】

- ・離島等供給約款〔低圧用〕に基づき算定される2023年2月分から9月分（2023年1月使用分から8月使用分）の電気料金に適用となる燃料費調整単価から、1キロワット時につき7円（税込み）を、2023年10月分（2023年9月使用分）の電気料金に適用となる燃料費調整単価から、1キロワット時につき3.5円（税込み）を差し引いた単価に基づき電気料金を算定いたします。

【高圧でご契約のお客さま】

- ・電気最終保障供給約款および離島等供給約款〔高圧用〕に基づき算定される2023年2月分から9月分（2023年1月使用分から8月使用分）の電気料金に適用となる燃料費調整単価から、1キロワット時につき3.5円（税込み）、2023年10月分（2023年9月使用分）の電気料金に適用となる燃料費調整単価から、1キロワット時につき1.8円（税込み）を差し引いた単価に基づき電気料金を算定いたします。

## 2. 本事業に関するお問い合わせ先

詳細につきましては、経済産業省資源エネルギー庁の特設サイトをご覧ください。  
電気・ガス価格激変緩和対策事務局へお問い合わせください。

《経済産業省資源エネルギー庁の特設サイト》

<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp>

《お問い合わせ窓口》

資源エネルギー庁 電気・ガス価格激変緩和対策事務局

TEL. 0120-013-305

【受付時間】

全日9時から17時まで

以 上

《電気・ガス価格激変緩和対策事業とは》

2022年10月に政府が決定した「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に盛り込まれたエネルギー価格高騰対策。毎月の請求金額を算定する際に、直接反映する形で料金の値引きを行い、電気料金の上昇によって影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業の負担を直接的に軽減する。

（別紙1）電気・ガス価格激変緩和対策による電気料金のご負担軽減イメージ

（別紙2）モデル料金への影響

（別紙3）本措置に係るお客さまへのお知らせ方法について

■当社と電気最終保障供給約款または離島等供給約款によりご契約をいただいているお客さま

ご契約内容につきましては、東北電力カスタマーセンターへお問い合わせいただくか、お近くの当社事業所窓口までお越しください。

《お問い合わせ窓口》

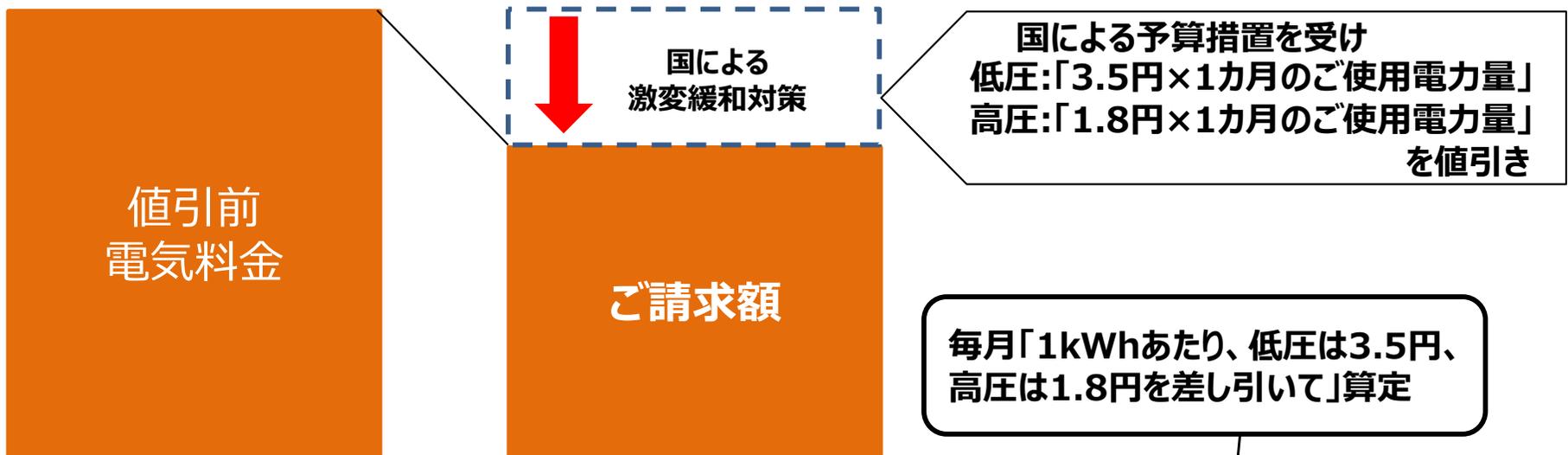
東北電力株式会社 カスタマーセンター TEL. 0120-066-774

【受付時間】

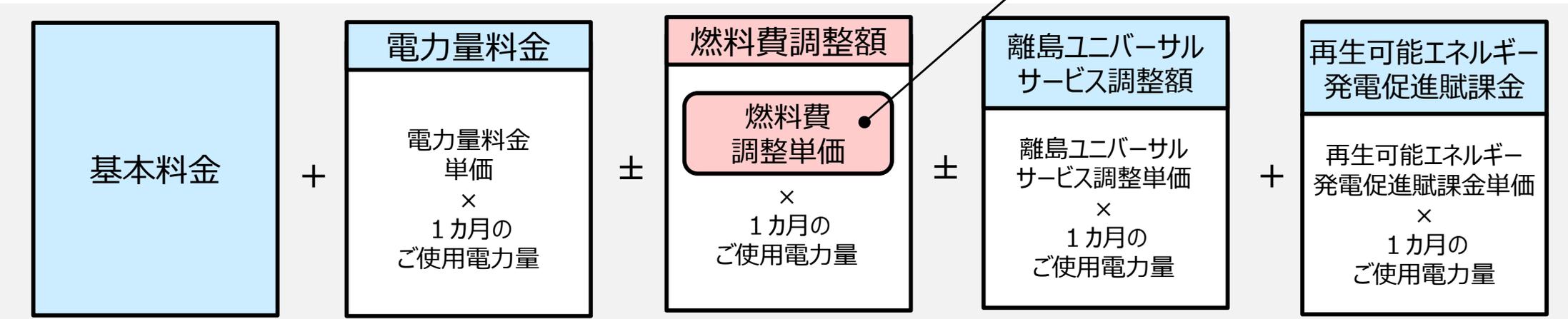
平日（祝日・土曜・日曜除く）：午前9時から午後5時まで

※最終保障供給および離島等供給のお客さまの各種受付につきましては、東北電力株式会社が代行いたします。

- 電気・ガス価格激変緩和対策（以下「本措置」）による電気料金のご負担軽減イメージは以下のとおりです。
- 燃料費調整単価から軽減単価（低圧3.5円/kWh、高圧1.8円/kWh）を差し引いた単価で電気料金を算定いたします。



一般的な電気料金の計算方法



## 【別紙2】モデル料金への影響

- 特別措置の継続により、2023年11月分から2024年1月分（2023年10月使用分から12月使用分）について、家庭用のモデル料金（従量電灯B・30A・260kWh）においては、電気料金から毎月910円の値引き（国におけるモデルケース（使用電力量400kWh/月）においては、毎月1,400円の値引き）を行います。

### 【モデル料金影響（税込み）】

今回の申請により継続

	2023年10月分 (2023年9月使用分)	2023年11月分から 2024年1月分 (2023年10月使用分から 12月使用分)	2024年2月分 (2024年1月使用分)以降 【未定】
電気料金	9,778円	9,778円	9,778円
激変緩和後 (ご請求金額)	8,868円	8,868円	未定
値引き額	910円	910円	未定

※従量電灯B(30A、260kWh)の料金ご負担イメージ（月々のご使用量の変動は反映していない）。

※上記料金には、燃料費等調整単価および再生可能エネルギー発電促進賦課金を含んでおりません。

※2024年2月分（2024年1月使用分）以降の措置は未定であるため、国の制度設計を踏まえて対応してまいります。

## 【別紙3】本措置に係るお客さまへのお知らせ方法について

- 本措置について、前述のとおり、燃料費調整単価から軽減単価を差し引いた金額に基づき電気料金を算定することから、引き続き、当社の収納代行を行う東北電力株式会社からお客さまへハガキ等でお知らせする内容において表示する「燃料費等調整単価」は、本措置適用後（低圧であれば▲3.5円/kWhを反映後）の単価をお知らせいたします。
- さらに、本措置が適用されていることを明示してお知らせするため、以下のとおり、「料金において国による電気料金軽減措置が含まれている」旨をお知らせいたします。

### 【検針ハガキの裏面へのお知らせイメージ】

